

第1回 那覇市 IT 創造館運営審議会

令和6年11月19日

次第

1 IT 創造館の見学	15:00～15:20	那覇市 IT 創造館 2 階 ～ 5 階
-------------	-------------	----------------------

2 那覇市 IT 創造館運営審議会	15:20～17:00	那覇市 IT 創造館 2 階 大会議室
-------------------	-------------	---------------------

経済観光部 部長あいさつ

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 諮問（那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について）
- (3) 審議の公開について
- (4) 審議
 - ①新たな施設のコンセプト案について
 - ②建物の現状調査について
 - ③今後のスケジュールについて

【審議会 資料】

【資料1】委員名簿

【資料2】第1回 那覇市 IT 創造館運営審議会 資料

【資料3】第1回 那覇市 IT 創造館運営審議会 付録

【資料4】審議会などのスケジュールについて

【参考資料1】那覇市の会議の公開に関する指針

【参考資料2】那覇市 IT 創造館条例

【参考資料3】那覇市 IT 創造館運営審議会規則

【参考資料4】今後の那覇市 IT 創造館の運営管理に関する基本方針

【参考資料5】なは ICT 産業振興ガイドライン（概要版）

日時：2024.11.19(火)15:00開始
場所：那覇市IT創造館2階大会議室

	所属	役職	氏名	フリガナ
1	沖縄国際大学	副学長	ヒガ 比嘉 マサシゲ 正茂	ヒガ マサシゲ
2	沖縄セルラー電話株式会社	事業創造部副部長	ナカチ 仲地 ショウコ 翔子	ナカチ ショウコ
3	株式会社琉球ネットワークサービス	代表取締役社長	ウエハラ 上原 ケイシ 啓司	ウエハラ ケイシ
4	公益社団法人那覇法人会	専務理事	メカル 銘苅 シゲル 茂	メカル シゲル
5	総務省沖縄総合通信事務所	情報通信課長	ヨシムラ 吉村 ヒデキ 英樹	ヨシムラ ヒデキ
6	株式会社みらいおきなわ	経営企画部長	スナカワ 砂川 ケイタ 恵太	スナカワ ケイタ

※敬称略

第1回 那覇市 IT創造館運営審議会 資料

令和6年 11月 19日

目次

1. 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について	3
(1) IT創造館リニューアルの背景について	
(2) なはICT産業振興ガイドラインについて	
(3) 今後の那覇市 IT 創造館の運営管理に関する基本方針について	
(4) 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画の策定について	
2. 那覇市を取り巻く現状について	7
(1) 那覇市の人口動態と労働市場について	
(2) 沖縄県の失業者の状況について	
(3) SDGsについて	
(4) 革新的技術の浸透による生活と社会の変化	
(5) 那覇市の事業者のICT化の現状について	
(6) IT創造館の現状について	
3. 基本計画の策定について	14
(1) 那覇市の経済発展に関する主な課題	
(2) 基本計画策定の全体像について	

4. 計画策定に向けた調査について	17
(1) ニーズ調査の概要	
① サウンディング調査の概要	
② 個別聞き取り調査の概要	
(2) 類似施設の事例調査の概要	
(3) 建物状況調査の概要	
5. 現在までの調査結果の報告	20
(1) 新たな施設の機能や活用法について	
(2) 新たな施設の運営形態について	
① 主な運営形態の種類と特徴	
② 各視察先の運営形態について	
(3) 新たな施設についてのコンセプト案	
(4) これからの那覇市IT創造館に必要と思われる機能の全体像	
(5) 建物の修繕について	
① 建物概要・改修歴・既設不具合の内容	
② 建物劣化状況・調査結果及び今後の検討事項	

1

那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について

▶基本計画を策定することとなった経緯や、策定する上での基本的な考え方についてご説明します。

2

那覇市を取り巻く現状について

3

基本計画の策定について

4

計画策定に向けた調査について

5

現在までの調査結果の報告

1. 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について

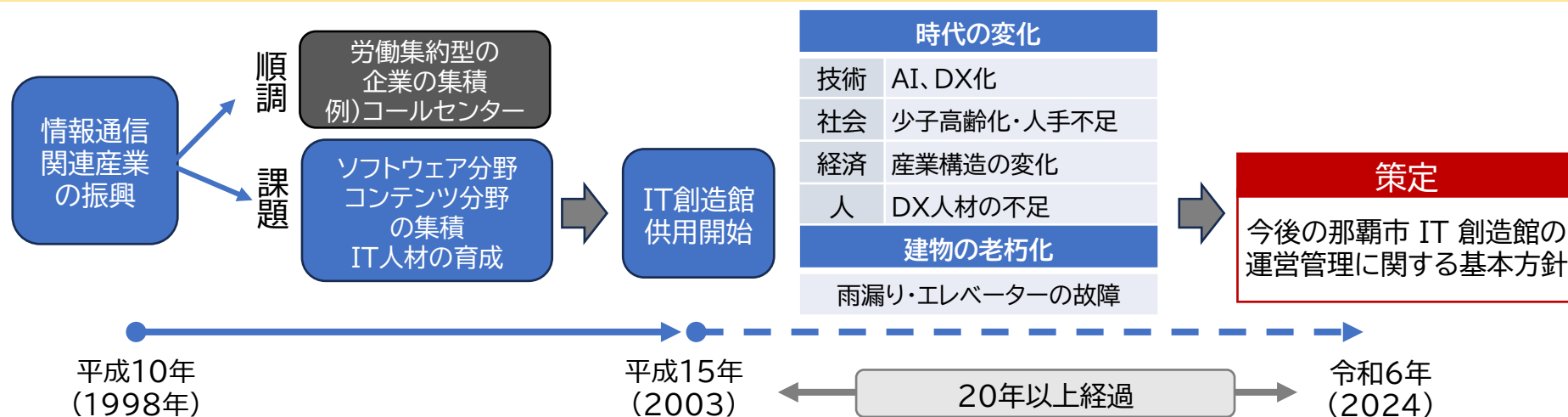
(1) IT創造館リニューアルの背景について

- 那覇市と沖縄県は、「沖縄県マルチメディア・アイランド構想」(1998)以来、情報通信関連産業の振興を図ってきた。
- その取組みにより、労働集約型の企業(例:コールセンター)の集積は順調に進んだ。
- 一方、ソフトウェアおよびコンテンツ分野の集積・IT人材の育成などに課題。
- 課題対応のため、那覇市IT創造館が設立(供用開始:2003年)。

- 時代の変化により、IT創造館に求められるものが変化。
- 雨漏りやエレベーターの故障など、経年による建物の老朽化も顕在化。

これらの変化と
「なはICT産業振興ガイドライン」(令和5年3月)を踏まえて、
「**今後の那覇市 IT 創造館の運営管理に関する基本方針**」
が策定された。(令和6年3月)

本審議会では、この基本方針に基づき、「IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画」についてご審議いただきます。



(2) なはICT産業振興ガイドラインについて

- 那覇市の情報通信産業を活性化させる方針を示すものとして策定。(令和5年3月)
- IT創造館は一定の成果を上げてきたものの、**望まれる位置づけの見直し時期**に差し掛かっているとの認識を示す。
- **IT創造館の活用については、インキュベーション機能に焦点。**
- 本市ICT産業の“ランドマーク”として発信力を高めて行くとしている。

(3) 今後の那覇市 IT 創造館の運営管理に関する基本方針について

- 基本方針では、IT 創造館は、「時代の流れに伴いニーズに対する支援内容等の再検討の時期にきている」との認識を示す。(令和6年3月)
- 時代の変化を踏まえたうえで、IT 創造館の**位置づけ・機能**などについて**総合的な見直し**が必要とする。
例)ハード面:老朽化対策、ソフト面:新たな取組や支援内容の再検討
- 地域経済の活性化とイノベーションの推進を目指すための基本方針を定めている。

(4) 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画の策定について

- 基本計画 策定の姿勢
 - ✓ これまでの経緯を踏まえつつ、それにとらわれない
 - ✓ 情報通信関連産業以外の事業者の利用も念頭に置く
 - ✓ 那覇市の10年、20年後の未来を見据える
- 基本計画 策定の狙い

これまでの経緯を踏まえつつも、それにとらわれずに、時代のニーズに対応し、那覇市、ひいては、沖縄の経済発展に資するIT創造館の今後の活用法について検討する。

(4) 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画の策定について（つづき）

● 基本計画策定のポイント

基本方針に基づき、計画を策定する。

	主な基本方針	内容
1	IT創造館機能の 総合的見直し	市内ひいては県内産業を牽引する先進的な施設になるよう、施設の 全ての機能 (ハード面:設備、ソフト面:マッチングなど)を総合的に見直す
2	官民連携による 新たな手法の検討	サウンディング調査による幅広い意見の収集 公的資源と民間の知恵・ノウハウ等を組み合わせた、より効果的な施設 運営の検討（市直営、PPP/PFIなど 運営形態 の検討）
3	安全な施設	雨漏り対策・エレベーターの今後について検討

● 整備の着手時期

令和8年度を目標とする。

● 審議会の目標

- ① 新たな施設のコンセプト(施設の目的や機能、運営形態など)を整理する
- ② 新たな施設の名称候補を決定する
- ③ IT創造館の修繕や整備の内容なども含め、リニューアルに向けたスケジュールを決定する
- ④ 基本計画案を答申する

1 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について

2 那覇市を取り巻く現状について

▶那覇市の現状について社会経済と技術の側面からご説明します。

3 基本計画の策定について

4 計画策定に向けた調査について

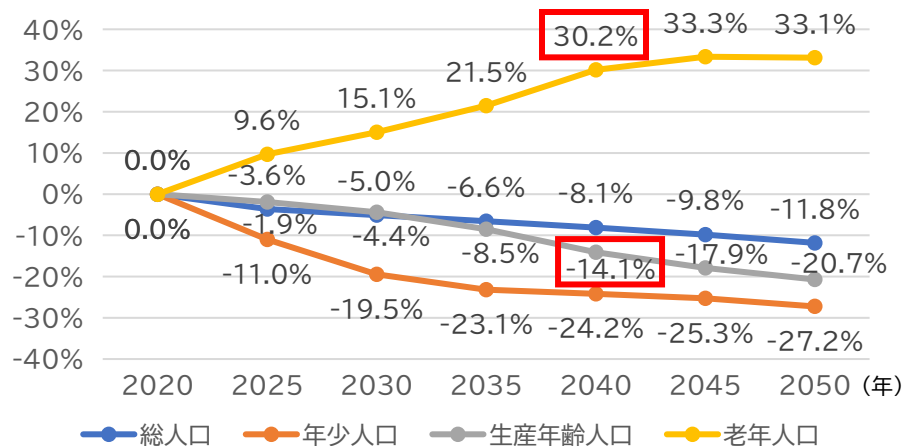
5 現在までの調査結果の報告

2. 那覇市を取り巻く現状について

(1) 那覇市の人口動態と労働市場について

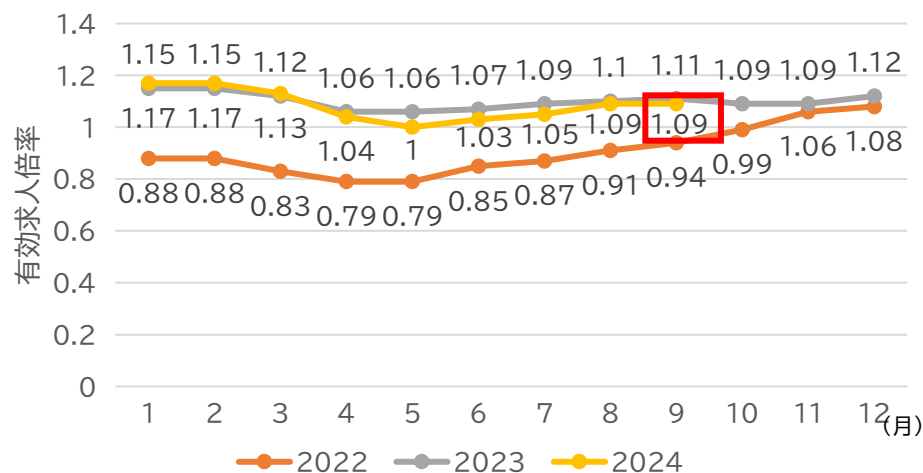
生産年齢人口の減少による働き手不足と
高齢者の相対的増加による労働者の負担が深刻化する恐れがある。

階級別人口の変化率



出所：内閣府(2024)「RESAS(地域経済分析システム)」のデータを基に作成

那覇 ハローワーク 有効求人倍率

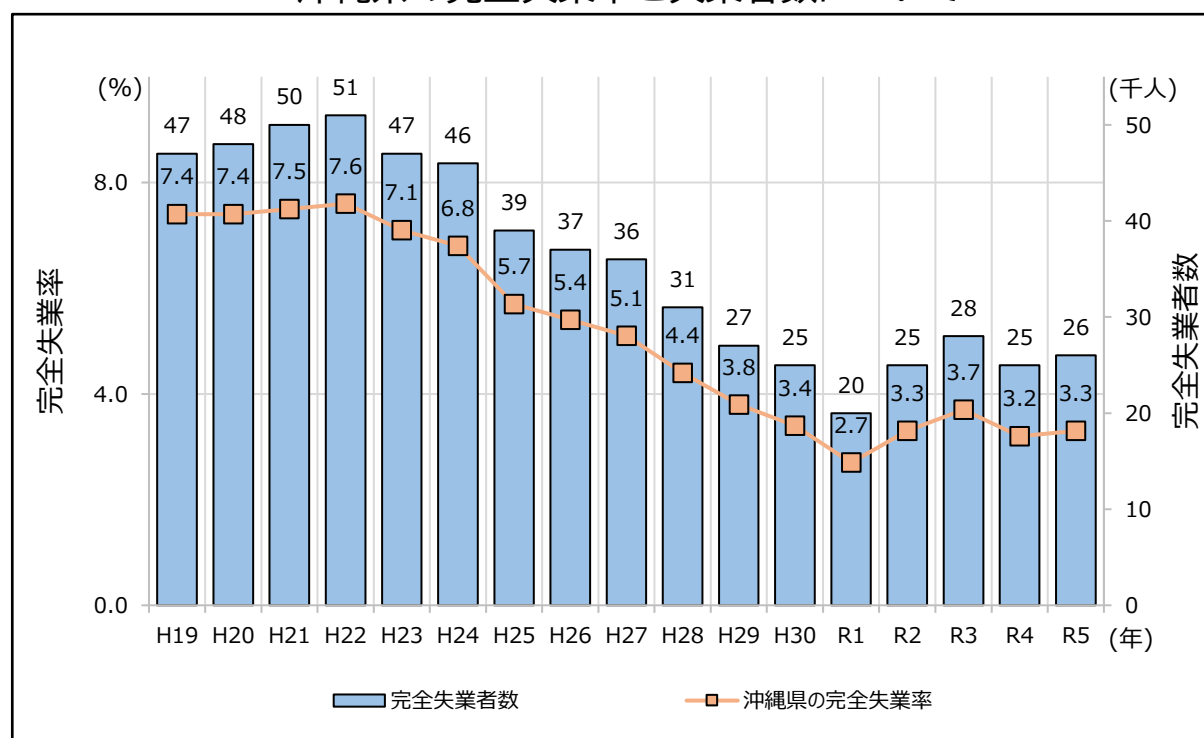


出所：厚生労働省沖縄労働局(2022-2024)「労働市場の動き」

(2) 沖縄県の失業者の状況について

今後の那覇市の経済の拡大に向けた生産力の向上のためには、
これまでのようには労働力の増加に頼りづらく、
労働生産性の向上（＝労働者1人当たりの生産力の増加）が重要になる。

沖縄県の完全失業率と失業者数について



出所：沖縄県、総務省 統計局(2007-2023)「労働力調査」年平均データ

沖縄県の完全失業率は令和5年に3.3%となっており完全雇用状態に近く、今後沖縄県で労働者を増やしていくためには、潜在的な労働力の掘り起こしや外部からの供給が必要である。那覇市においても同様な状況であることが推測される。

(3) SDGsについて

税込と人手の先細りが予測される中、
誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向け、
様々なステークホルダーと連携し、
社会課題解決と経済発展が両立した取組を行うことが求められる。

SDGsとは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を年限とする17の国際目標のことです。那覇市は、2024年、「那覇市SDGs推進都市宣言」を発表しており、「市民を含め企業など全ての主体とのパートナーシップにより、取組の輪をより一層広げ」としています。



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し
「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダーが役割を

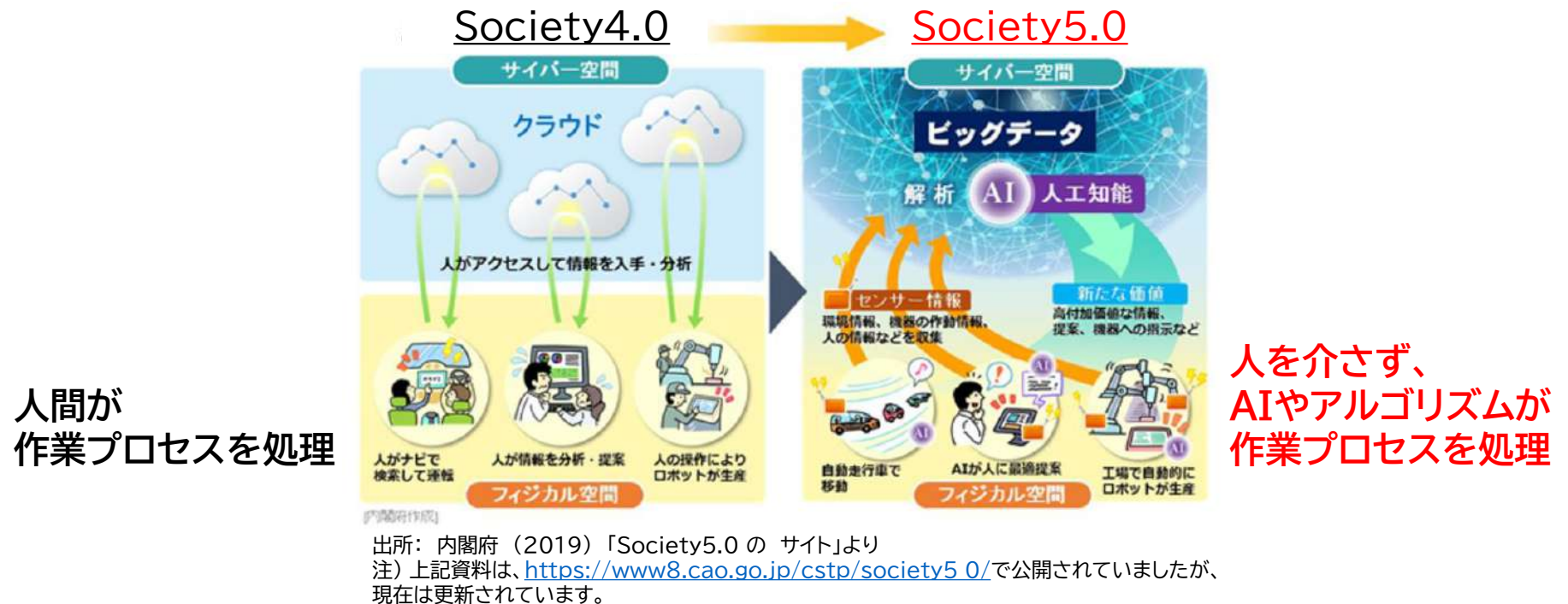
統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性 定期的にフォローアップ

出所:外務省(2024)「持続可能な開発目標(SDGs)」, URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

(4) 革新的技術の浸透による生活と社会の変化

革新技術の浸透により、人々の価値観は変化し、社会の仕組みの再構築が進行している。産業革命により生産性や可能性が飛躍的に向上する一方、淘汰される仕事も出てくると考えられる。



【 仕組みや価値観の変化の例 】

- クラウドサービス → いつでもどこでもが普通に
- シェアリングサービス → 所有から共有・借用へ
- 電子マネー・チケット → 現物からデータ(仮想)へ

【 期待 】

- 個人の能力の拡張(自己実現)
- 生産性と可能性の飛躍的な拡大
- 人間中心の社会の実現(多様性)

【 課題 】

- デジタル化/DX、データ活用
- デジタルデバイド(情報格差)
- 個人情報保護、セキュリティ対策

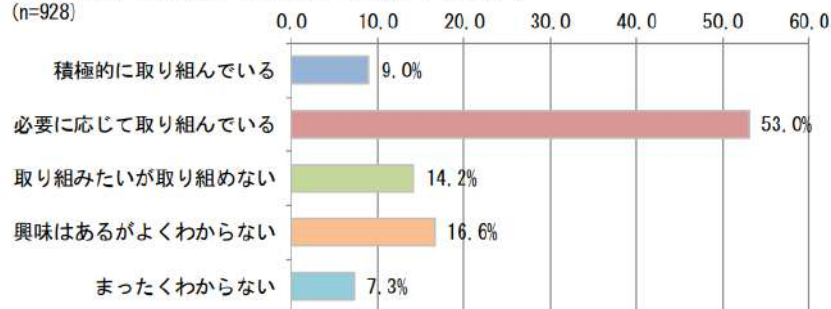
(5) 那覇市の事業者のICT化の現状について

現場では、デジタル化(やDX)のための資金や人材が不足している。

[Q22] 【IT活用の実状】[全事業者]

デジタル・ICT活用に関連し、貴事業所における意識や取り組み状況は
いかがですか？最も近いものをひとつ選択してください。

(n=928)



出所：那覇市（2024）「那覇市 市内事業者実態調査事業 報告書」、P35

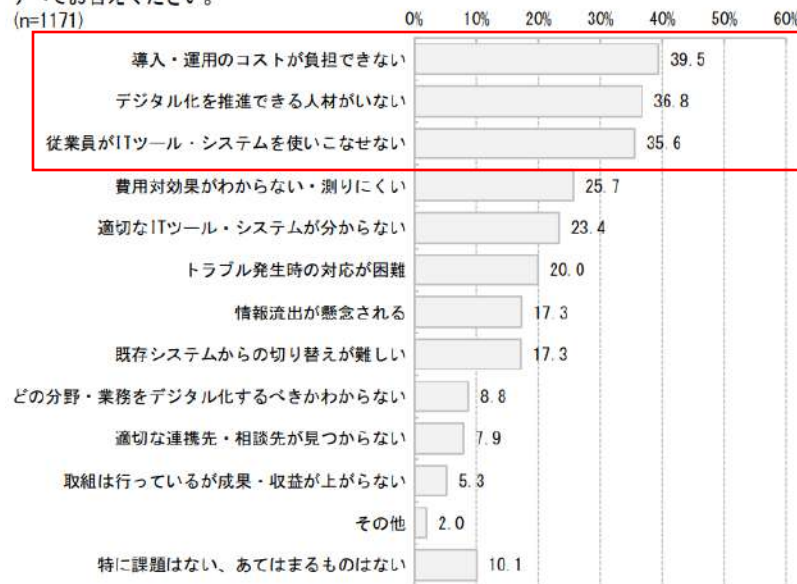
資料の見解

ICT の利活用に向けた意識や取組については、「必要に応じて取り組んでいる」と回答している事業者が 53.0%確認できる。全体的に取り組みに前向きである一方、「興味があるがよくわからない」「まったくわからない」という回答も一定程度確認されている。

[Q23] 【IT活用の課題】[全事業者]

デジタル・ICT活用に関連し、どのような課題をお持ちですか？課題感についてどのように感じますか？すべてお答えください。あてはまるものすべてお答えください。

(n=1171)



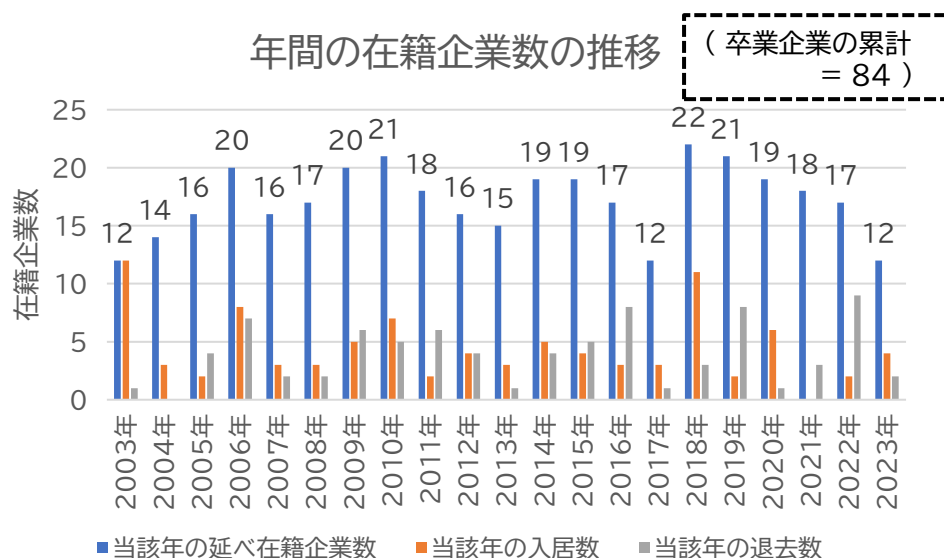
出所：那覇市（2024）「那覇市 市内事業者実態調査事業 報告書」、P36

資料の見解

ICT の利活用に向けた課題感については、「導入・運用のコストが負担できない」が 39.5%、「デジタル化を推進できる人材がいない」が 36.8%、「従業員がITツール・システムを使いこなせない」35.6%といった意見が上位を占めた。

(6) IT創造館の現状について

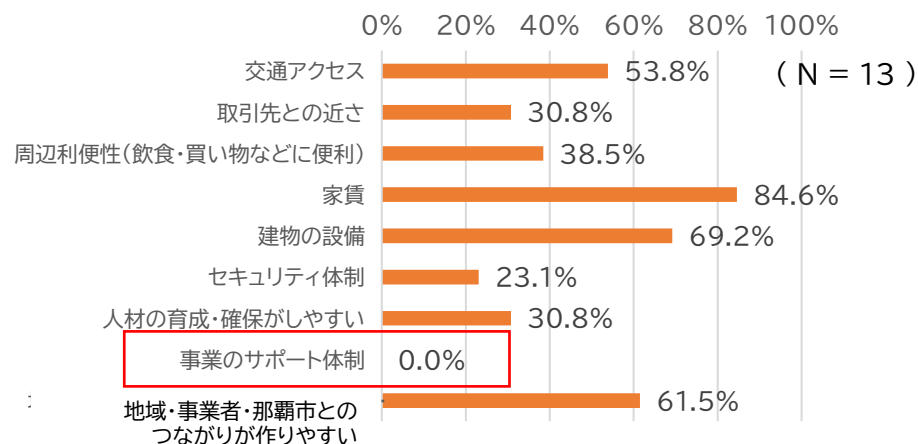
インキュベーション施設としてのIT創造館の役割は薄らいできている。



出所: 那覇市(2024)「IT創造館 卒業企業一覧」より作成

IT創造館の年間の在籍企業数の推移について調査したところ、波はあるものの、大きな傾向の変化は見られなかった。

IT創造館への入居を決断した理由



出所: 那覇市(2024)「IT創造館の入居者へのアンケート」より作成

IT創造館への入居を決断した理由として「事業のサポート体制」を選択した企業がいなかった。このことは、インキュベーション施設の重要な機能である「入居企業の育成支援」に関して期待されていない、または、十分にはニーズに応えきれていないことを示唆している。

1 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について

2 那覇市を取り巻く現状について

3 基本計画の策定について

▶今回どのような方針や取組みにより基本計画を策定するかについて
ご説明します。

4 計画策定に向けた調査について

5 現在までの調査結果の報告

3. 基本計画の策定について

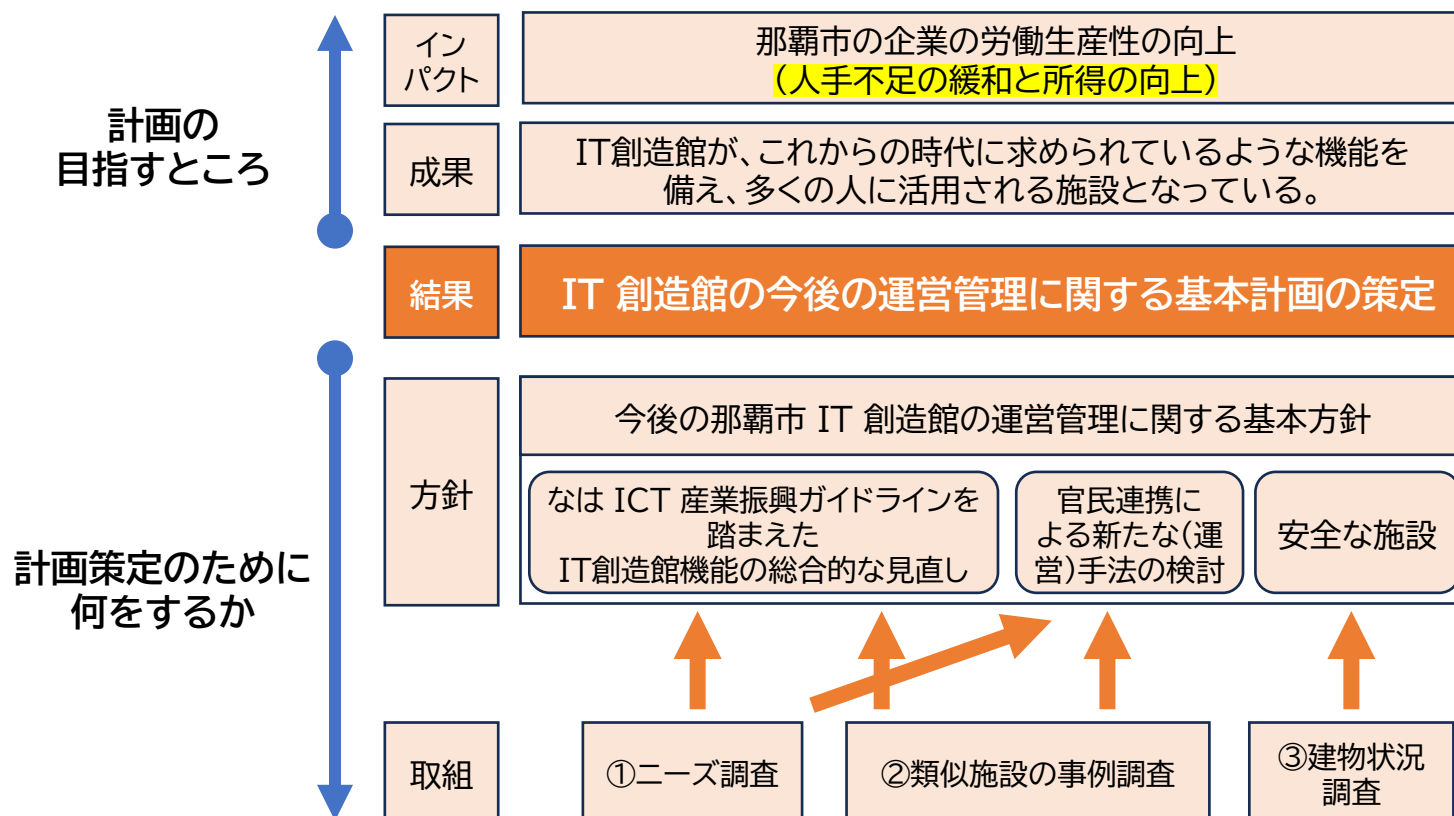
(1) 那覇市の経済発展に関する主な課題

さらなる那覇市の経済発展のためには、
人材や企業の高度化・連携による労働生産性の向上といった、
量から質への転換が課題。

- 労働者の労働生産性の向上が課題
働き手が減少していく中で、人手不足に対応しながら経済発展を実現するために、デジタル技術の活用にとどまらない業務効率化や新たな価値創出により、労働者の労働生産性を向上させることが課題。
- デジタルリテラシーの高い人材の育成・確保が課題
那覇市内の事業者は、デジタル化/DXの推進のための資金と人材が不足しており、デジタルリテラシーの高い人材の育成・確保が課題。
- 若年者、女性、高齢者などの潜在的な労働力の掘り起こしも課題
また、小中高生へのキャリア教育や、働き方改革などによる、若年者、女性、高齢者などの労働力の掘り起こしも課題。
- 社会課題解決と経済発展が両立した取組を推進するための仕組みの構築が課題
誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向け、市民・行政・事業者など様々な関係者と連携し、社会課題解決と経済発展が両立した取組を推進するための仕組みの構築が課題。
- 既存企業の高度化や様々な企業の集積と連携の促進が課題
産業革命が進行する中、那覇市のさらなる経済発展のため、既存企業の高度化や様々なアセット(アイデア・技術・資金・人材・販路など)を持つ企業の集積と連携を図ることが課題。

(2) 基本計画策定の全体像について

下の図は、IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画 策定の全体像を示しています。基本計画を策定するにあたり、新たなIT創造館のありたい姿(計画策定の成果)や那覇市への影響(インパクト)を示すとともに、それらを見据えて、どのように計画を策定するのか、その方針と取組について可視化しています。



那覇市へのインパクトを見据えた計画とするため、基本方針に基づき、IT創造館の「ニーズ調査」、「類似施設の事例調査」、「建物状況調査」を行っています。

1 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について

2 那覇市を取り巻く現状について

3 基本計画の策定について

4 計画策定に向けた調査について

▶これまで実施してきた3つの調査の概要についてご説明します。

5 現在までの調査結果の報告

4. 計画策定に向けた調査について

3つの基本方針に基づき、「ニーズ調査」「類似施設の事例調査」「建物状況調査」の3つの調査を行っています。

(1) ニーズ調査の概要

今後のIT創造館の活用による那覇市の地域経済の発展に向けて、民間の力の活用も見据えながら、IT創造館に求められることについて、多様かつ幅広い分野から意見を収集し、整理します。

ニーズ調査では、意見を公募する「サウンディング調査」と「個別聞き取り調査」に分けられ、それぞれ実施中です。

① サウンディング調査の概要

サウンディング調査は、IT創造館の民間の運用も見据えて、新たな施設の利用ニーズや活用方法などについて、特定分野に限らず広く意見を募集します。現在、意見を公募中で、結果は、第2回の審議会で報告いたします。

項目	内容
目的	新たな施設の「ニーズ」や「利用方法」、「運営形態」に関して、産業分野に限らず広く意見を収集すること。
対象	情報通信関連産業に限らず、全ての産業の企業
募集方法	2段階方式(1段階目:Webでの募集、2段階目:個別ヒアリング)
スケジュール (予定)	11月 18日 ~ 12月20日: 募集開始 ~ 終了 12月 2日: IT創造館での現地説明会 12月 3日~20日: 個別ヒアリング

② 個別聞き取り調査の概要

個別聞き取り調査では、今後のIT創造館の取組に関連する可能性のある企業・団体・有識者に対して、今後のIT創造館に求められることについて、個別にヒアリングを行っています。ヒアリング先については、別紙 付録「個別聞き取り調査のヒアリング先一覧」をご参照ください。

(2) 類似施設の事例調査の概要

今後のIT創造館に求められる機能、および活用方法について検討・整理するため、県外の先進的な類似施設から情報収集を行いました。以下のような施設を視察しました。

No	施設名	場所	運営主体	運営形態
1	仙台スタートアップスタジオ	宮城県 仙台市	行政と民間	委託
2	三鷹産業プラザ	東京都 三鷹市	第三セクター	指定管理
3	渋谷キューズ	東京都 渋谷区	民間	自主事業
4	港区立産業振興センター	東京都 港区	民間	指定管理

(3) 建物状況調査の概要

雨漏りなどの修繕およびエレベーター修繕・取替、内装改修などにかかる概算工事費の算定と工事スケジュールを検討するため、以下のように建物状況調査を行いました。今後行う予定の作業についても合わせて報告します。

No	調査名	期間	概要
1	基礎調査	7月24日～ 8月20日	本格調査を効果的に行うため、文献調査およびヒアリング、簡易的な現場調査を行いました。
2	本格調査	8月23日～ 10月29日	建物の改修必要性を明らかにするため、雨漏りに関連する屋根や外壁の他、床下など建物内部を調査しました。
3	アスベスト調査	追加調査として 実施中	建物の改修時に考慮が必要なアスベストについて、含有の可能性のある建材のサンプリングを実施しました。
4	改修計画の検討	今後 実施予定	調査結果に基づき、劣化および漏水箇所の改修工法や、エレベーターの改修に関する方針、概算工事費、工事スケジュールについて、検討します。

1 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画について

2 那覇市を取り巻く現状について

3 基本計画の策定について

4 計画策定に向けた調査について

5 現在までの調査結果の報告

▶「ニーズ調査」「類似施設の事例調査」「建物状況調査」の現在までのまとめと、新たな施設のコンセプト案についてご説明します。

5. 現在までの調査結果の報告

このセクションでは、現在までの調査結果について、「新たな施設の機能や活用法」「新たな施設の運営形態」という観点からまとめ、それを踏まえて「新たな施設についてのコンセプト案」を提案します。また、「建物の修繕」についてもまとめています。

(1) 新たな施設の機能や活用法について

■ 新たな施設の機能や活用法に関する意見と新たな施設活用の方方向性について

新たな施設の機能や活用法に関するご意見	新たな施設活用の方方向性
- デジタル機器やDXの展示会、体験会を行うなど、全産業に対してのDX推進を体験しながら学べる場所。 - デジタルリテラシー向上のためのセミナー・研究会・体験会を提供し、デジタル化の相談窓口ともなるリスキリングセンター。 - ユーザー企業のためのサービスプロバイダが集積しているような建物にして、ここに来ればITのことは何でも分かる施設。 - IT企業を育てるのではなく、IT×何かのように、ITを使って何かを創造する施設。	【デジタル活用支援の場】 ユーザー企業のデジタル活用能力の向上による業務効率化や新たな価値の創造を支援する場
- 問いや課題を持つ人と、様々な立場やスキルを持つ人々が集い、つながり、課題解決や新たな価値を創出する場。(×2) - コワーキングスペースとして活用してはどうか。ITに固めずに、異業種が集う場所というのもよい。(×2) - 那覇市スペースがあって、相談ができるというのもよい。 - 地域を改善する拠点。高齢者や外国人までを含めた共創・地域コミュニティの形成のための交流を生み出す施設。 - ソーシャルインパクト起業家が集まるような拠点。 - アカデミアを呼び込んで、交流できる施設もよいのではないか。 - 非デジタル分野のイベント開催や市民の創造性を育むワークショップスペース・生涯学習センター・図書館の設置。 - サンプルショップ(新商品など試験的に配布・販売できるスペースづくり)の設置。	【課題解決・協働の場】 課題を持つ人と、様々な立場とスキルを持つ人々が集い、つながり、協働して課題解決をする場
- 公園も近いので健康データやスポーツデータを活用する事業者が集積する施設。 - 子供をターゲットにした施設。(公園のついでに寄りたくなる施設、体験型の展示やe-sportsなど) - ヘルスケア産業をターゲットにしたリビングラボ(生活の場を作って実証実験する場)の施設。 - 中小企業の多角化(ソリッド・ベンチャー)や新商品開発を支援する施設。 - 産業クラスター形成の拠点。テーマは、クライメイトテック、生成AI、Web3、ブロックチェーン、スポーツテックなど。 - データや実証場の提供など、市町村の強みを活かしたサービスを展開する拠点。 - OISTなどの研究成果の事業化支援を行う施設。 - 那覇市の課題に取り組む企業やスタートアップを誘致するための施設。 - 他のインキュベーション施設と連携して、企業の特定の成長ステージに合わせて支援する施設(貸オフィスも含む)。	【特定分野・産業クラスターの拠点】 特定分野の企業が集積し、既存企業とも連携しながら、新たな産業を創出する拠点
- マクロや生成AI、RPAなど業務効率化に資する知識を習得したり、リスキリングのためのセンター。 - e-スポーツコンテンツを作る人材の育成。 - イントレプレナーの育成を支援する施設。 - 将来を担う児童・学生対象の出前プログラミング教室・講習。 - IT産業など特定の企業・産業へ、学生を含む人材をつなぐ施設。 - 交流の場所や人材育成のために、タイムリーに講座を開ける場所が必要。 - 高度人材を育成する施設。	【人材育成・確保のための施設】 持続的な成長の基盤となる人材の育成・確保に重点を置いた施設

(1) 新たな施設の機能や活用法について(つづき)

■ 新たな施設の活用に参加となる事例(機能・取組)について(「類似施設の事例調査」における視察より)

施設活用の方向性	参考となる事例	参考となる機能・取組の内容	参考となるポイント
デジタル活用支援の場	港区立産業振興センター	デジタル技術関連セミナーなど。	デジタル技術関連の知識・ノウハウの習得。
	港区立産業振興センター	ビジネスサポートファクトリーには、最新の機材が揃えられており、施設の会員は低価格で利用可能となっている。	最新の機材が体験できるだけでなく、新たな価値創出に向けたアイデアを試せる。
	港区立産業振興センター	ビジネス支援ライブラリーがあり、AI・データサイエンス・ITなどの技術やビジネスに関連する書籍の閲覧が可能。	トレンド把握や知識・ノウハウが学習できる。
課題解決・協働の場	渋谷キューズ	運営の中核と位置付けるコミュニティマネージャーが、利用者の様々な相談に寄り添い、活動に伴走する。	課題の深堀りや、課題解決に向けた関係づくりなどの支援。
	渋谷キューズ	交流や発表を通じた関係作りを行うためのコワーキングスペースやホールなどの場所を提供。	交流や発表ができる場の提供。
	三鷹産業プラザ	プロジェクトルームでは、ホワイトボードやプロジェクターを使って、プロジェクトチームでのミーティングが可能。	ワークショップ形式の協働作業が可能。
	仙台スタートアップスタジオ	仙台市職員が事務局として民間会社の従業員とともに常駐している。	行政も課題解決に向けた事業を積極的に支援している。
	港区立産業振興センター	会員だけでなく、住民も対象としたイベントを開催し、施設の活動の周知と利用促進を図っている。	多様な人の施設利用の促進。
特定分野・産業クラスターの拠点	仙台スタートアップスタジオ	ウェットラボを含む、インキュベーション施設を提供している。	街中での研究開発も可能な場所の提供。
	仙台スタートアップスタジオ	世界に向けたロールモデル企業の輩出を目指し、大学発スタートアップを支援するプログラム(TGA)を提供。	大学との連携によるスタートアップや産業の創出。
	港区立産業振興センター	場所があるという強みを活かしたイベントの主催・共催などにより、施設と連動した形でコミュニティを形成。	施設を拠点としたネットワークの形成。
人材育成・確保のための施設	各施設	必要に応じて人材育成・確保に関する様々なセミナーやイベントを開催。	人材育成・確保のための取組

(2) 新たな施設の運営形態について

施設の運営形態について、類似施設の事例調査などにおいて調査しました。その結果を以下にまとめます。

① 主な運営形態の種類と特徴

名称	概要	人手	民間資金	ノウハウ	難採算性事業
直営	自治体職員が直接施設を管理運営する (専門性が求められる作業は委託)	自治体	—	×	◎
指定管理者制度	民間のアイデアやノウハウを活用し、 仕様書に基づく 施設の維持管理や運営を事業者に委ねる方式	民間	—	○	○
PFI ※1	民間のアイデアやノウハウに加え、 資金 の活用も期待 して、施設の管理運営を事業者に委ねる方式	民間	○	◎	△

※1
Private-Finance-Initiative
の頭文字をとった略。

② 各視察先の運営形態について

■ 各施設の運営の状況について

- 地方自治体は、運営を委ねた事業者と密に連絡をとり、施設運営において、お互いの強みで補完しあっている。
- 活動資金の問題が少なく、目的ベースで活動ができている。

事例	運営形態	運営費用について	事例の内容
三鷹産業プラザ	指定管理者制度 (特定会社)	指定管理料を財源としている	指定管理料が収益の柱となっており、その利益をまちづくり活動に活用している。
仙台スタートアップ スタジオ	委託(+直営)	施設の賃料の負担がない	施設はNTTグループが提供しているため、賃料負担がない。 仙台市長が旗振り役となり、予算と人員が倍増した。
渋谷キューズ	民間事業		自社ビルのため、賃料の負担がない。
港区立 産業振興センター	指定管理者制度	資金(税込)が潤沢である	指定管理費約4億円。

目的に沿った活動を安定して行うためには、運用形態を含めた資金確保の仕組みや工夫が重要。

例： 施設の一部を、活動資金確保のために活用できるようにする。

(3) 新たな施設についてのコンセプト案

那覇市の課題や、「ニーズ調査」と「類似施設の事例調査」の結果、「新たな施設活用の方角性」を踏まえ、以下のような新たな施設のコンセプト案を作成しました。

方向性① デジタル活用支援の場：

ユーザーのデジタル化・DXを支援する施設

那覇市の課題	・ 那覇市の事業者は、デジタル化/DXの推進のための資金と人材が不足している。 ・ デジタルリテラシーの高い人材の育成・確保
想定される利用者	・ デジタル化・DXに興味・関心を持つが、実行できていないユーザー企業や個人 ・ デジタル化・DXに関するソリューションを持つ企業
機能	・ デジタル化/DXに関する相談窓口 ・ デジタル機器やDXのセミナー/体験会の提供 ・ デジタルリテラシー向上やリスクリングのためのセンター
期待される効果	・ 那覇市の事業者のデジタル化/DXやデジタルリテラシーの高い人材の育成・確保を支援することで、労働生産性の向上に寄与する。
運営形態	指定管理者制度： 那覇市の事業者はデジタル化のための資金が不足しており、支援という側面が強いため、行政主導を想定。

方向性② 課題解決・協働の場：

様々な人の協働による課題解決を支援する施設

那覇市の課題	・ 社会課題解決と経済発展が両立した取組を推進するための仕組みの構築
想定される利用者	・ 課題を持つ市民や事業者 ・ 行政職員や事業者など課題解決を支援する側の人
機能	・ 交流・ワークショップ・発表ができる場所の提供 ・ 交流会や発表会などのイベントの提供 ・ 那覇市職員も常駐する相談窓口 ・ コミュニティマネージャーによる支援 ・ サンプルショップなど「試せる」場所の提供
期待される効果	・ 地域課題の発見・深堀り・解決。 ・ 行政の支援などによる、地域課題解決に向けた取組の事業化。
運営形態	指定管理者制度、または、PFI： 社会課題解決を念頭に、行政主導の施設を想定。

(3) 新たな施設についてのコンセプト案（つづき）

方向性③ 特定分野・産業クラスターの拠点： 特定分野の企業の集積と地域との連携の拠点

那覇市の課題	既存企業の高度化や様々な企業の集積と連携の促進
想定される利用者	- アイデアや技術の事業化を目指す研究機関や企業 - 特定分野の解決策を探す利用者
機能	- インキュベーション機能 - 実証実験の支援 - ネットワーク形成機能 - 企業・人材の交流・誘致機能
期待される効果	- 特定分野の知識・技術・データ・人・企業などの集積 - 既存企業との取引の増加などの波及効果
運営形態	PFI、または、指定管理者制度： 成長領域への投資であり、投資回収の可能性があるため、民営も検討可能。

方向性④ 人材育成・確保のための施設： 人の成長を支援し、つないでいくための拠点

那覇市の課題	若年者、女性、高齢者などの潜在的な労働力の掘り起こし
想定される利用者	- デジタル技術活用に限らず、幅広く業務効率化や新たな価値の創出の方法を学びたい人や企業 - 若年者、女性、高齢者などの潜在的な労働者 - デジタル技術やキャリアに関心のある小中高生 - 人材確保に関心のある事業者
機能	- 人材育成のためのプログラムと場所の提供 - デジタルリテラシー向上やリスクリングのためのセンター - イントレプレナーの育成を支援 - 児童・学生対象の出前プログラミング教室・講習 - 人(材)と企業をつなぐネットワーク機能
期待される効果	- 様々なタイプの人材の集積 - 潜在的労働力の掘り起こしによる人手不足の緩和
運営形態	指定管理者制度： 人材育成は、行政の資金的支援が必要になる可能性が高いため、行政主導の施設を想定。

(3) 新たな施設についてのコンセプト案：まとめ

ビジネス総合的支援拠点： ビジネスにおける様々な課題解決を支援する施設	
那覇市の課題	・ 労働力不足の解消 ・ 労働生産性向上 ・ 企業の高度化 ・ 高度人材育成等 ・ 産業振興に関する課題
想定される利用者	・ 市内事業者及び市内への進出、創業を検討している事業者等
機能	※ 詳細は次ページ参照 ・ まちのDX推進拠点機能 ・ ICT企業誘致・集積機能 ・ 人材誘致のためのコワーキング機能 ・ 未来人材育成に資する機能 ・ ICT教育機関連携機能 ・ カンファレンス機能 ・ 堅牢なインフラ提供機能 ・ インベストメント機能 ・ ICT政策提言機能
期待される効果	・ 事業者の様々な困りごとや課題の相談機能を総合的に解決できる機能を持った施設にすることで、複合的に関連する課題の解決が実現可能となる他、事業者の課題がデータ化されることで、行政の施策もスピード感を持って対応が可能となる。
運営形態	PFIを目指したい。

(4)これからの那覇市IT創造館に必要と思われる機能の全体像

機能1:「まち」のDX推進拠点機能

- ・那覇市DX推進計画は「行政」+「まち」のDX
- ・「まち」のDX推進には市と連携した推進役が必須
- ・先進ICT技術が集積する同館が最適
- ・市内企業の相談窓口的役割を担う

★認識共有B

自然環境の激変や新型コロナ等のバイオハザードにより
社会生活・働き方の改革

農林水産業や観光業など様々な職種における
経済活動の変革が急務

地域におけるDX(生活・社会活動の変容)を推し進めることが肝要。

機能9:ICT政策提言機能

- ・DX、デジタル技術の革新は絶え間ない
- ・それに伴う社会システムの革新に対応
- ・県都那覇市におけるデジタル対応の支援機能

機能3:人材誘致のためのコワーキング機能

- ・サイバーセキュリティ、AI、データ分析等ICT
- ・ITトップガン人材の那覇市への誘致
- ・市内ホテルと協業したワーケーションの促進
- ・テレワークビジネスに快適な施設環境整備

★認識共有C

金融取引や電子マネー、電子総取引等による
セキュリティ強化必須

緊張する国際情勢上の経済安全保障はサイバー空間における**セキュリティ確保必須**

欧米諸国・ロシアに比べ
日本・アジアの技術・人材育成が著しく遅れている。

機能2:ICT企業誘致・集積支援機能

- ・特に首都圏ICT企業の地方分散が加速
- ・市内企業の協業リソースと人材情報の提供
- ・不動産業界と連携し市内オフィス環境情報の提供
- ・県東京事務所や都市圏企業等と連携した市内集積支援機能充実

機能8:インバースメント機能

- ・公的資金による投資機能には限界
- ・首都圏企業や投資家の投資意欲を誘致
- ・企業誘致と並行し市内企業への投資環境整備
- ・IPO(目指す)企業や優秀な(未来)人材への投資マッチング機能を構築

機能6:カンファレンス機能

- ・先進技術によるDX推進セミナー
- ・先端人材との交流会推進
- ・企業間ビジネスマッチング支援
- ・投資家とのマッチング支援
- ・未来人材+企業交流会
- ・教職員研修+ワークショップ

機能5:ICT計教育機関連携機能

- ・職業人に協力のもと強固な連携
- ・教職員に対するトレンド教育推進
- ・ステージに応じた職場教育推進

機能4:未来人材育成に資する機能

- ・不登校児童も含め幼少期からのICT技術習得支援
- ・市、地域、教育機関、企業等一体となった推進
- ・企業見学や出前講座などを開催しトレンド啓発

機能7:堅牢なインフラ提供機能

- ・新都心地域の共同溝を活用した光ファイバー地中化
- ・入居及び周辺企業への高速通信環境確保
- ・ダイバシティ(多様化)による安定した通信環境
- ・実現するための簡易IDC設備設置
- ・県保有の国際ネットワークとの接続



★認識共有A

有事・災害における東京一極集中型の企業集積のリスク分散急務

那覇が東京(プライマリエリア)に次ぐ**ICT企業集積のセカンダリ**エリアになるべき地域性

首都圏に集中している**高付加価値型=高所得企業**の集積を促進

企業ニーズに対応できる**持続的な人材育成推進**が肝要。



沖縄国際情報通信ネットワーク(沖縄県保有海底ケーブル):
アジア・サブマリン・ケーブル

(5) 建物の修繕について

建物状況調査の結果に基づき、建物の状況と今後の検討事項について報告します。

① 建物概要・改修歴・既設不具合の内容

【敷地概要】

所在地：那覇市銘苅2丁目3番6号

敷地面積：2,080.48㎡

用途地域：第二種住居地域

防火地域：指定なし



【建物概要】

建物用途：事務所

構造：鉄骨造

階数：地上5階建

最高高さ：19.39m

最高軒高：18.89m

建築面積：786.32㎡

延べ面積：3,470.29㎡

竣工年：平成15年3月(築20年)

【事業費】

項目		費用	国庫補助
総事業費		9 億 8,900 万 円	6 億 5,700 万 円
内訳	施設建設	7 億 4,452 万 790 円	4 億 9,475 万 1 千円
	施設備品	2 億 4,454 万 6,940 円	1 億 6,270 万 3 千円

【施設の改修歴と内容】

改修年度	改修内容	費用
平成27年度	・屋根防水改修 ・外壁塗装塗り替え(シーリング打替え含む)	約 3,300万円
平成29年度	・4階間仕切り変更 ・空調設備等の更新	約 7,700万円
令和4年度	・2階 ネットカフェ → ワーキングスペース ・4階 屋外広場のベンチ等改修	約 2,000万円

【既設不具合の内容】

◆ 施設側からの不具合報告の内容

- ① 天井(点検口、クーラー、換気口等)からの雨漏れ
- ② アルミサッシ、エレベーター扉枠等からの雨漏れ(風向きや雨量により変化)
- ③ エレベーターの不具合(人が閉じ込められた事例がある)
- ④ 4階屋上広場からの雨水侵入による3階の自販機置場への雨漏れ

◆ 法定点検(定期報告)による是正事項の内容

- ① 屋根防水の膨れ
- ② 防火設備(屋外階段扉)の腐食及び作動不良
- ③ 非常用照明の不点灯
- ④ ブースの追加設置による、排煙設備及び非常用照明の法的確認
- ⑤ 散水栓へ中水利用の表示なし



(アルミサッシからの漏水)



(笠木シーリングの劣化)

(5) 建物の修繕について（つづき）

② 建物劣化状況・調査結果及び今後の検討事項

【建物劣化状況】



屋上防水のフクレ



3階排水不良による床下漏水



外壁シーリングの劣化



1階ゴミ置場柱腐食

【調査結果及び今後の検討事項】

◆雨漏れに関する調査結果

現況調査により、屋根防水の劣化及び、外壁シーリングの劣化が見受けられた。3階天井の雨漏れについては、直上階ベランダの排水不良によるものと考えられる。現在は、漏水部分の修繕工事が完了している。今後は、各劣化部分に合せた改修工法の検討並びに工法グレードの検討を行う。

◆エレベーターに関する調査結果

保守点検を実施してる業者へのヒアリングを行いエレベーターの不具合の原因等を確認し、今後安全に利用できるよう、更新もしくは修繕の方針を、既存機器の耐用年数等を勘案し、予算額を含め検討する。

※ 本施設エレベーターを設置した事業者より、2025年12月末で、エレベーターの一部部品の供給を終了するとの報告あり。

◆アスベストに関する調査

既存施設において、一部の建材において調査が実施され巾木から含有が確認されている。アスベスト建材が検出されているため本調査においても、含有の可能性がある建材のサンプリングを実施した。今後は分析結果をもとに改修計画の策定を進める。

◆概算工事費について

各工法検討後に工事費概算費の検討を行います。

第1回 那覇市 IT創造館運営審議会 付録

令和6年 11月 19日

1. 第5次 那覇市 総合計画 関連部分 抜粋

(1) 基本構想

■ 01: まちづくりの将来像

なはで暮らし、働き、育てよう！
笑顔広がる元気なまち NAHA
～みんなでつなごう市民力～

■ 02: まちづくりの姿勢（抜粋）

➢ 協働の絆

情報の共有と対話の積み重ねにより、互いの信頼を深めながら、地域への愛着と誇りを持ち、様々な担い手の特性を活かした連携の輪をつなぎます。

➢ 活力の絆

まちの活性化に資する地域資源を最大限に活用し、まち全体が市民の笑顔と活気にあふれ、明日への活力がすみずみまで連鎖する社会を築きます。

➢ 共鳴の絆

地域や他自治体の好事例を学び、気づきを共有するとともに、積極的なチャレンジにより成功体験を重ねながら、発展に向けた人々の想いを響かせます。

出所：那覇市（2018）「第5次 那覇市 総合計画」、P14

■ 03: めざすまちの姿（抜粋）

➢ 次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA（抜粋）

子ども達が知的好奇心を高め、自ら学び成長していくプロセスを応援するとともに、その未来を拓く教育を推進する環境を整えます。いつでもどこでもだれでも学びやスポーツを楽しめるまちづくりを進めます。

➢ ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA（抜粋）

国内外から優れたヒトやモノが集い、そこから新たなモノやコトの付加価値を生み出し、世界へ羽ばたくことで、躍動感がみなぎる万国津梁のまちをめざします。そのために、先人が築き上げた歴史や文化、亜熱帯特有の気候や自然環境を活かし国内はもとより外国からの旅行者が何度も訪れたくなる観光地としての地位を築きます。また、経済成長の著しいアジアにあって主要都市との近接性等の地理的優位性を活かしたビジネスとリゾートが融合する都市として新たな地位を築きます。

さらに、広域での幅広い連携のもと、リーディング産業である観光産業や市内に集積が進む情報通信関連産業はもとより、戦略的成長産業に位置付けられた国際物流関連産業など、様々な産業の活性化や育成・振興を図ります。

また、マチグラー※1等の地域資源を活かした地域の活性化を図るとともに、市民一人ひとりの働く力をさらに発揮できる労働環境を整え、商都としての活力を高めます。

※1 昔ながらの商店街

(2) 基本計画

■ 次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA

➢ 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり（抜粋）

- どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる
- どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

■ ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA

➢ ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する観光まちづくり

- 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる
- 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる

➢ 様々な産業が集い・育ち・ひろがるまちづくり

- 戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる
- 商工業が発展するまちをつくる
- 農水産業が活き活きとしたまちをつくる
- 那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる
- オープンデータが活用されるまちをつくる

➢ 産業を支える市民とその労働環境を整えるまちづくり

- みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる
- 産業を支える人材が育つまちをつくる

2.【参考】那覇市IT創造館の運用に関する資料

(1) 指定管理者制度に関する運用指針（抜粋）

Ⅲ 指定管理者制度を導入する場合の取扱い

7 指定管理料等に関する事項

(1) 指定管理料の支払

市は、指定管理者に対し、施設管理及びサービス提供の対価として、指定管理料を支払うことができる。

(2) 指定管理料の額の設定(別図第1参照)

指定管理料の額の設定は、施設ごとに指定管理者が行う施設管理、業務内容等について必要とされる経費の総額(修繕費及び備品購入費を除く。)から指定管理に係る利用料金等の指定管理者の収入額を減じた額とする。

(3) 余剰額等の措置(別図第2参照)

ア 指定管理に係る経費は、年度ごとに精算することとする。

イ アの場合において、指定管理者の経営努力により、収入の増加、経費節減等が認められ、**収支に余剰が生じたときは、原則として余剰額の2分の1に相当する額を市へ納入させる**こととする。

ウ **収支に不足が生じたときは、市は補填を行わない**こととする。

(2) 指定管理者制度に関する運用指針（抜粋）

(利用料金)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 月の中途において入居用施設又は入居企業用駐車場の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割り計算によるものとする。

4 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

5 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

6 **利用料金は、指定管理者の収入とする。**

入居用施設利用料金

区分	金額(1平方メートルにつき)
中核企業室 インキュベート室	月額2,360円

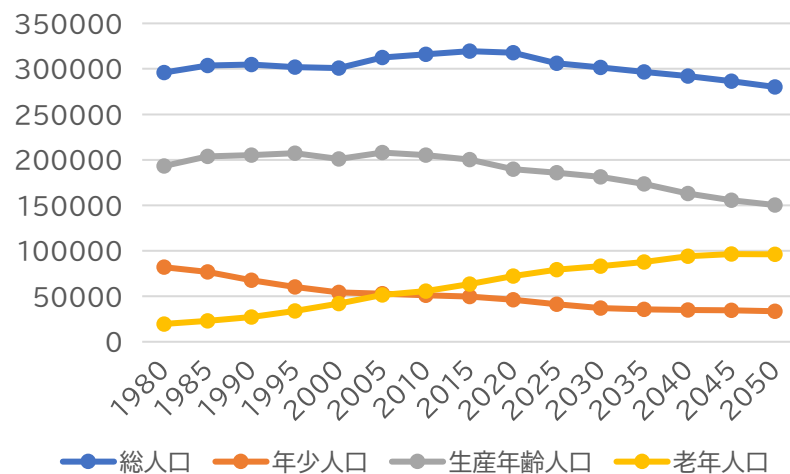
大会議室及び研修室利用料金

入場料による区分		金額(1時間につき)
大会議室	3,240円未満(無料の場合を含む。)	7,960円
	3,240円以上	8,690円
研修室	3,240円未満(無料の場合を含む。)	9,740円
	3,240円以上	10,620円

3. 那覇市を取り巻く現状について

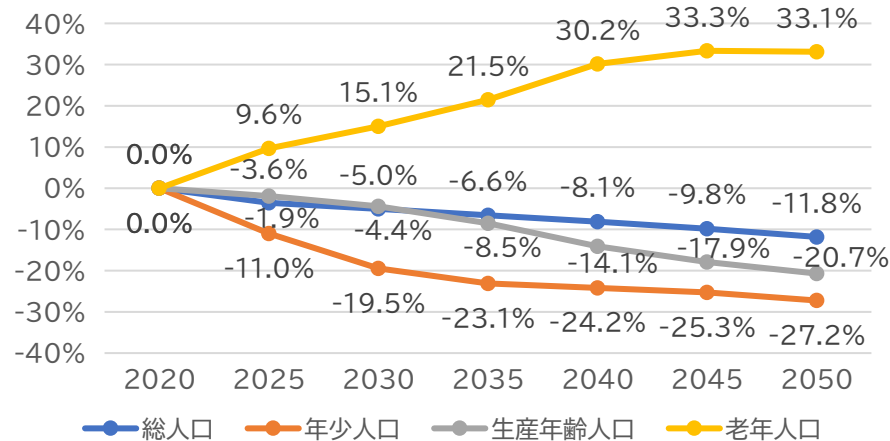
(1) 那覇市の人口動態について

人口推移グラフ



出所: 内閣府(2024)「RESAS(地域経済分析システム)」のデータを基に作成

階級別人口の変化率



出所: 内閣府(2024)「RESAS(地域経済分析システム)」のデータを基に作成

那覇市の人口は、2016年頃をピークに減少しており、今後も減少し続けると予測されている。

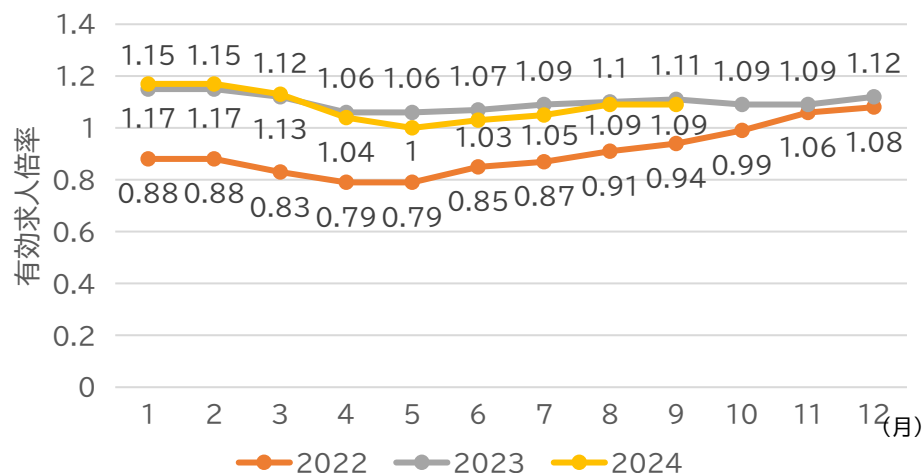
2020年に比べ、2040年には、総人口は約8%減少すると予測されている。同期間では、年少人口は約24%減少、生産年齢人口は約14%減少、老年人口は約30%増加すると予想されている。

その結果、労働者1人当たりの高齢者の割合は、約1.5倍になり、現役世代の社会保障負担は増加する恐れがある。

生産年齢人口の減少による働き手不足と
高齢者の相対的増加による労働者の負担が深刻化する恐れがある。

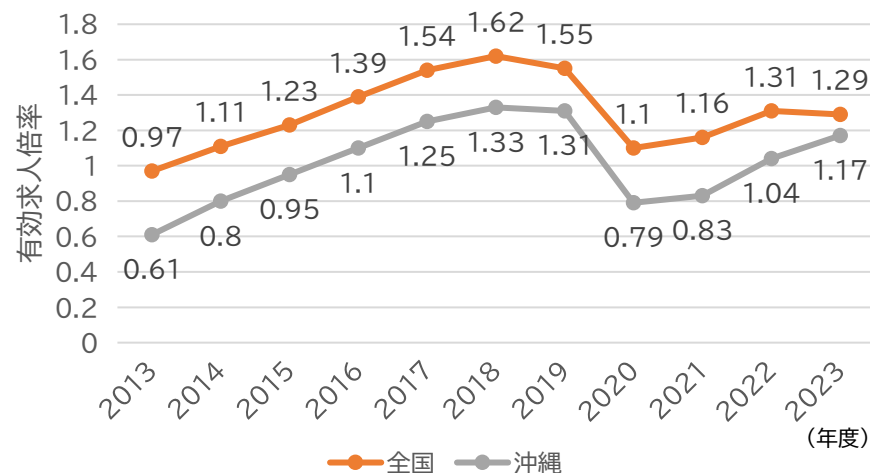
(2) 那覇市および沖縄県の有効求人倍率について

那覇 ハローワーク 有効求人倍率



出所:厚生労働省沖縄労働局(2022-2024)「労働市場の動き」

沖縄県の有効求人倍率の推移



出所:厚生労働省沖縄労働局(2023)「労働市場の動き」

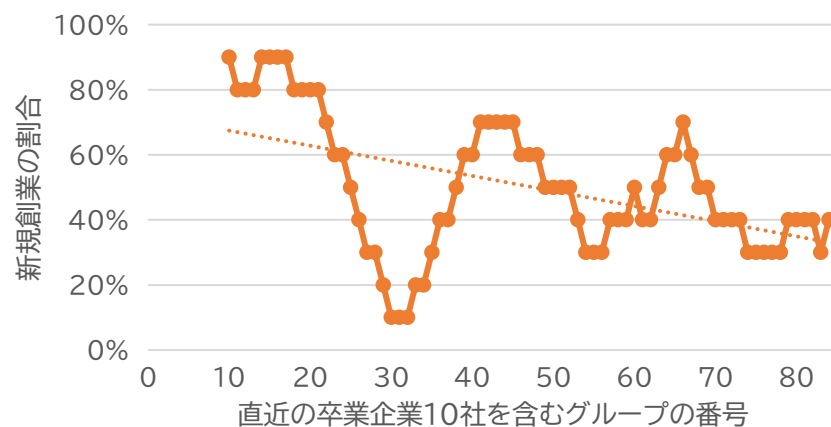
那覇市のハローワークでの有効求人倍率は、新型コロナウイルスの流行の影響から回復し、2022年11月から1を超えている。求職数よりも求人数が高い、**人手不足の状態**である。

沖縄県の有効求人倍率も、2022年からは1を超え、同様に、人手不足の状態である。

(3) IT創造館へ入居する企業の内訳について

IT創造館に入居する企業が新規創業である割合は年々低くなってきている。
一方で、県外から進出する企業が入居する割合が高くなっている。

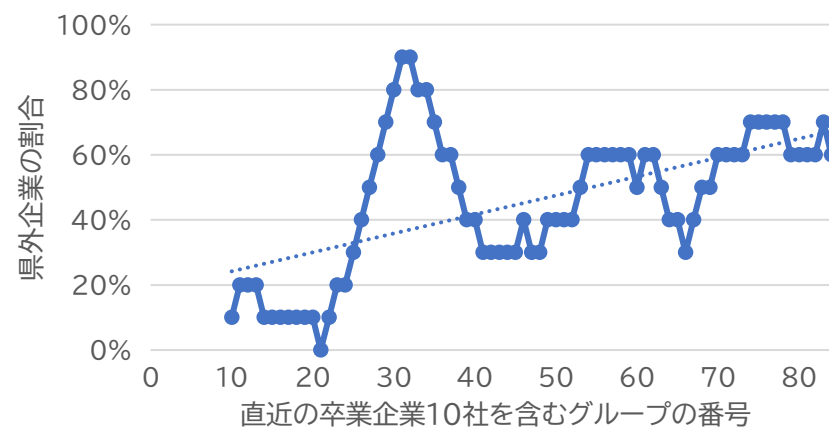
直近の卒業企業10社の内、
新規創業であった割合の推移



出所: 那覇市 (2024) 「IT創造館 卒業企業一覧」より作成

直近の卒業企業10社の内、新規創業であった割合は、減少傾向にある。

直近の卒業企業10社の内、
県外企業であった割合の推移

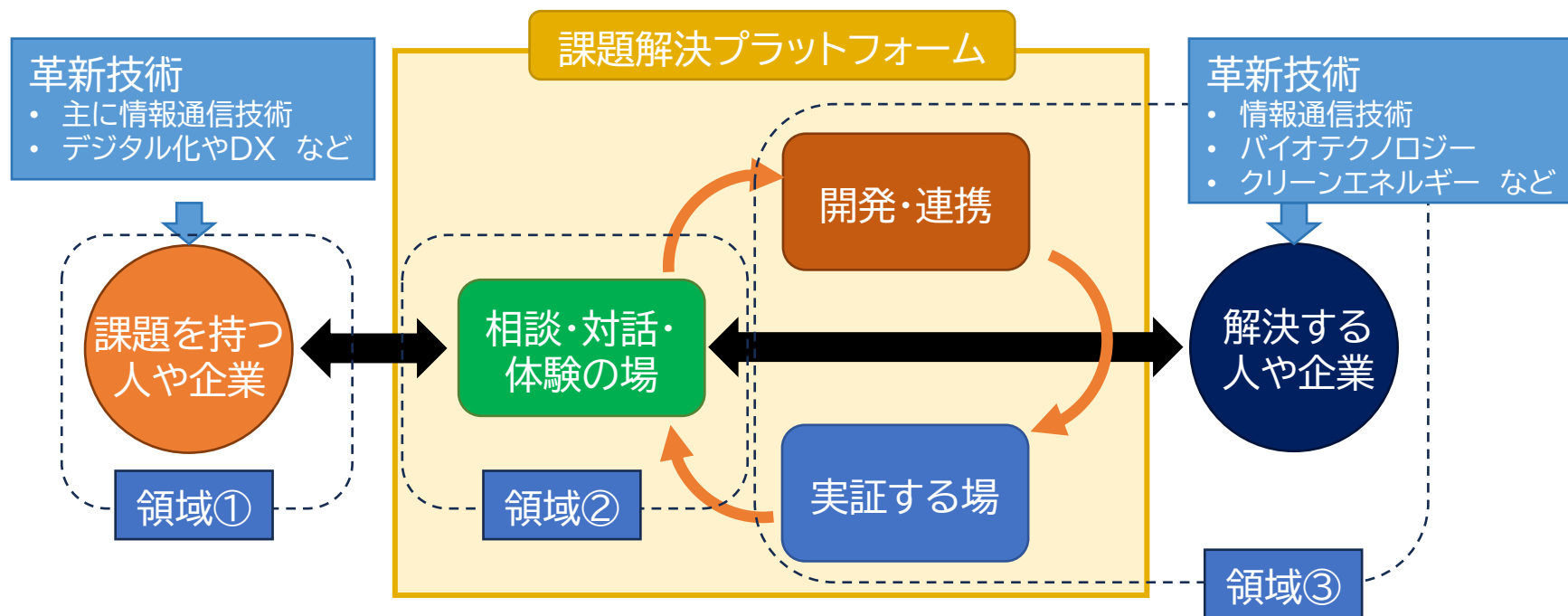


出所: 那覇市 (2024) 「IT創造館 卒業企業一覧」より作成

直近の卒業企業10社の内、県外企業であった割合は、増加傾向にある。

(4) 技術革新による社会経済の急速な変化とその対応

近年は、情報通信技術、バイオテクノロジー、クリーンエネルギー、宇宙技術といった様々な分野における技術革新により、生活習慣やビジネスルール・産業構造といった社会経済のありようが急速に変化しています。このような環境の変化に加え、情報通信技術などの利用の難易度が下がり一般化したことなどから、企業などは新たな技術を活用して競争力を高めることが求められています。また、産学官や地域・個人を含むコミュニティの形成と連携を促進し、様々な課題に対してこれらの技術を速やかに活用することで、社会課題の解決と経済発展を目指す動きも加速しています。

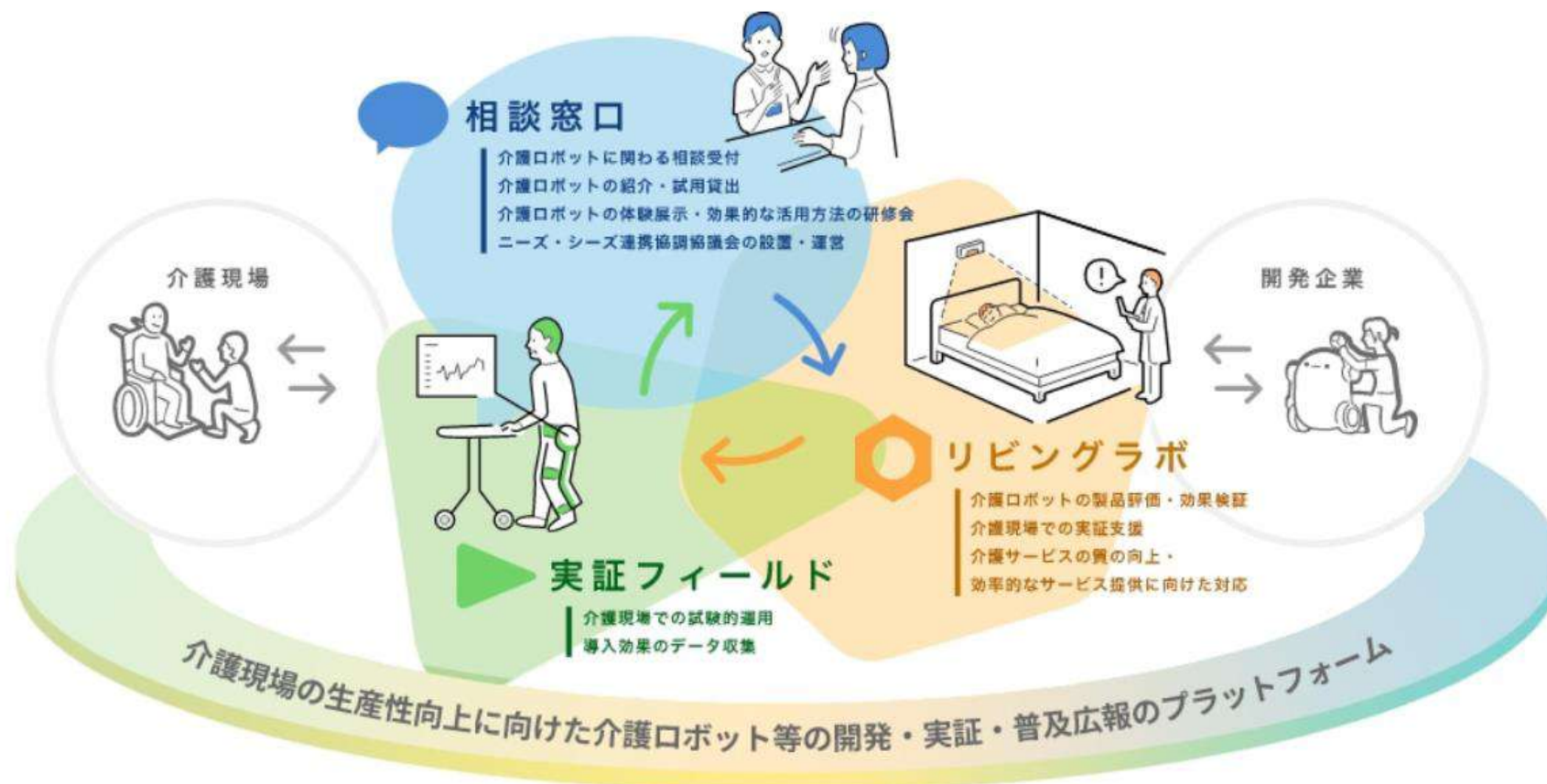


課題を持つ人と解決する人を結び付けるだけでなく、開発・連携・実証の場として機能するプラットフォームを形成することは、使う側(消費側)と開発側(供給側)の両方を拡大し、課題解決と経済発展の両立にもつながります。

新たな技術の活用による高度化が進んでいます。
また、課題を持つ側と解決策を持つ側を結び付け、連携を促進し、解決策を速やかに実装することで社会課題解決と経済発展を両立させる仕組みづくりも注目されています。

(4) 技術革新による社会経済の急速な変化とその対応（つづき）

■ 特定分野のプラットフォームの例



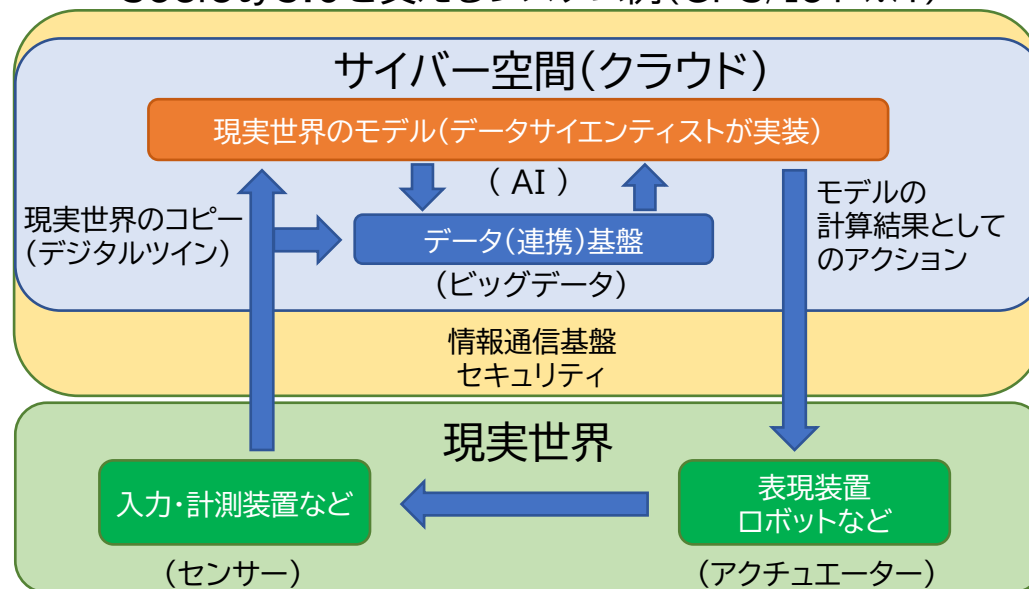
出所：厚生労働省(2024)「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム」

(5) 第4次産業革命とSociety5.0の実現化

第4次産業革命と呼ばれるIoTや、データ処理技術、AIといった革新技术を始め、クラウドサービスの普及や、高速通信網およびデータセンターの整備により、Society5.0と呼ばれるデジタル社会が実現化しています。

特に、ディープラーニングから発展した生成AIの出現は、多くのヒトの知的活動の支援を行うと期待されており、活用の範囲も急速に広がっています。また、その能力の基盤となるデータの集積の重要性も高まっています。

Society5.0を支えるシステム例(CPS/IoT ※1)



※1 CPS: Cyber Physical System、IoT: Internet of Things

Society5.0では、サイバー空間と現実世界を融合するシステムの構築が想定されており、その基盤技術は、高速通信網、センサー、ビッグデータ、AI、アクチュエーター(ロボットなど)などとなっている。

IoT・データ・AIなど、これからの社会システムで求められる技術の集積を図ることは、那覇市の経済発展にもつながるものと考えられます。

4. 調査結果の補足

(1) 個別聞き取り調査のヒアリング先一覧

個別聞き取り調査における、現在までのヒアリング先は以下の通りです。（50音順）

ヒアリング先 名称
一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センター
一般社団法人 デザインイノベーション おきなわ
OIST Innovation
沖縄県
沖縄県産業振興公社
沖縄セルラー電話 株式会社
株式会社 ATOMica
株式会社 アルファドライブ（琉球アルファドライブ 運営会社）
株式会社 イーサー
株式会社 情報通信総合研究所
株式会社 トゥーザコア沖縄（O2 運営会社）
株式会社 NTT Docomo
株式会社 フクチプランニング（HAVE A GOOD DAY 運営会社）
久茂地都市開発 株式会社（relark 那覇 運営会社）
公益財団法人 沖縄県情報産業協会（IIA）
那覇商工会議所
日本電気 株式会社
ソフトバンク 株式会社

審議会などのスケジュールについて

令和6年 11月 19日

1. 審議会のスケジュールについて

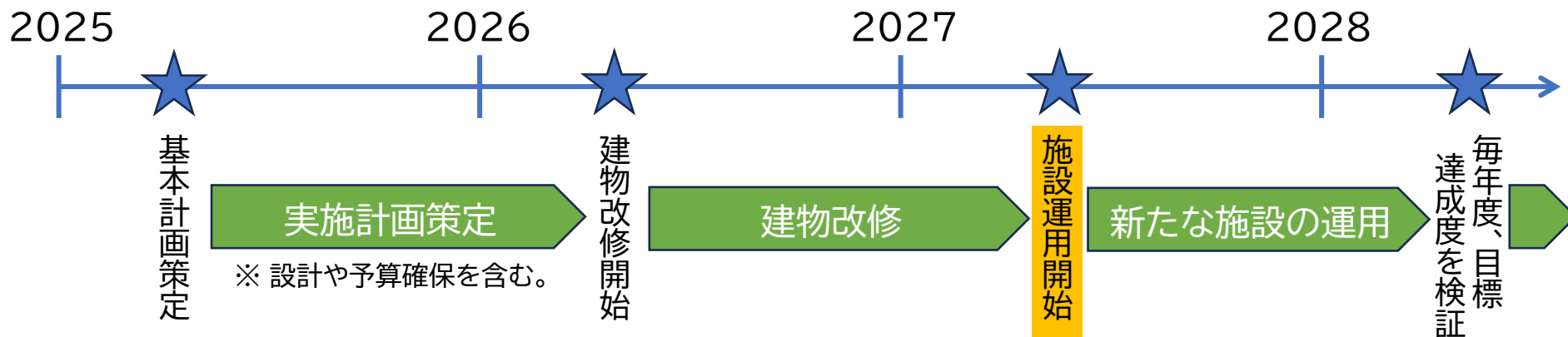
審議会と計画案策定のスケジュールについては、以下のように予定しております。

第2回 審議会：2025年 1月中旬から下旬頃の開催を予定。主な議題は「基本計画素案について」

第3回 審議会： 審議会は、2025年 2月 下旬頃の開催を予定。主な議題は「計画最終案について」

		2024						2025		
		7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本計画案策定										
①	ニーズ調査			基礎調査	本格調査、 計画素案 作成			計画 最終案 作成		
	・ サウンディング調査									
	・ 個別ヒアリング調査									
②	類似施設調査									
③	建物状況調査									
那覇市IT創造館運営審議会										
	審議会の開催					第1回審議会		第2回審議会	第3回審議会	答申

2. 基本計画策定後のスケジュールについて



○那覇市会議の公開に関する指針

令和6年3月29日

市長決裁

(目的)

第1条 この指針は、別に定めるもののほか、那覇市における情報公開制度の趣旨にのっとり、会議を公開することにより、その審議、審査、調査等(以下「審議等」という。)の状況を市民に明らかにし、会議の公正な運営を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この指針の対象とする会議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定により設置された審議会、審査会、調査会等(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議公開の基準)

第3条 審議会等の会議は、公開することを原則とする。ただし、審議会等の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項各号に掲げる情報に関し、審議等をする場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(公開、非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条に規定する会議公開の基準に基づき、会議の公開又は非公開を決定する。

(会議の日程等の公表)

第5条 会議の日程等は、会議を開催する日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議を開催する日の1週間前までに公表することができない事情があるときは、当該会議の開催の決定後、速やかに公表するものとする。

- 2 会議の日程等の公表は、会議開催の公告(様式)を市役所前の掲示場に掲示し、及び本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 3 前項の規定は、会議の日程等の公表について、同項に規定する方法とは別の方法を加えて行うことを妨げるものではない。
- 4 会議の開催を事前に公表するに当たっては、会議の開催日時、場所、議題及び窓口を明記するものとする。

(会議の公開の方法等)

第6条 審議会等は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、市民の傍聴を認めるものとする。

- 2 審議会等は、会場の秩序維持のために必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。
- 3 審議会等の長は、審議等に関して提出された資料について、審議会等に諮り、その同意を得て、これを傍聴者に閲覧させることができる。
- 4 審議会等は、報道機関の取材活動について十分に配慮するものとする。

(会議の記録の作成)

第7条 審議会等は、会議を開催したときは、当該会議の公開、非公開にかかわらず、速やかに、次に掲げる事項を記載した会議の記録を作成しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の議題
- (6) 配布資料の名称
- (7) 審議等の内容
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の記録又はその写しの閲覧)

第8条 審議会等は、前条の規定により作成された会議の記録又はその写しを市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

- 2 審議会等は、会議の記録又はその写しを市民の閲覧に供するときは、那覇市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報が閲覧に供されないよう行わなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 審議会等は、会議の公開の運用状況について、年1回公表しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和6年4月1日から施行する。

(会議の公開に関する実施方針の廃止)

- 2 会議の公開に関する実施方針(昭和63年10月28日市長決裁)は、廃止する。

(那覇市の会議の公開に関する指針の廃止)

- 3 那覇市の会議の公開に関する指針(昭和63年10月28日市長決裁)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この指針の施行の日の前に行った前項の規定により廃止する那覇市の会議の公開に関する指針の規定による会議の日程等の周知その他の行為は、この指針の相当規定により行った会議の日程等の公表その他の行為とみなす。

○那覇市IT創造館条例

平成17年9月30日

条例第52号

那覇市IT創造館の設置及び管理に関する条例(平成15年那覇市条例第8号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 情報通信産業を支援するとともに、企業及び市民の情報通信技術に関する知識及び技術の向上並びに地域の活性化に資するため、共同利用型のインキュベート(創業支援をいう。以下同じ。)施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 共同利用型のインキュベート施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
那覇市IT創造館	那覇市銘苅2丁目3番6号

(施設の構成)

第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 使用施設

ア 大会議室

イ 研修室

(2) 入居用施設

ア 中核企業室

イ インキュベート室

(3) 入居企業用駐車場

ア 自動車駐車場

イ 自動二輪車駐車場

(事業)

第4条 IT創造館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 情報通信技術分野での新規事業及び新規創業活動の支援

(2) 情報通信技術分野での人材育成及びその支援

(3) 地域における情報通信技術の推進

(4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 使用施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 使用施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとき

は、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条の国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 6月23日(慰霊の日)

(利用期間)

第6条 入居用施設の利用期間は、3年以内とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、指定管理者は、中核企業室にあつては3年以内、インキュベート室にあつては1年以内の期間を定めて、利用期間の更新をすることができる。

2 インキュベート室の利用期間は、通算して4年を超えることができない。

(入館の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 IT創造館を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用する者の選定)

第9条 中核企業室を利用する者の選定は、市長が行う。

2 インキュベート室を利用する者の選定は、指定管理者が行う。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その選定を行うことができる。

3 前2項の選定の基準は、規則で定める。

(利用料金)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 月の中途において入居用施設又は入居企業用駐車場の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割り計算によるものとする。

4 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

5 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合

は、その全部又は一部を返還することができる。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大会議室及び研修室の利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、IT創造館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

2 入居企業用駐車場を利用できる者は、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者とする。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第14条 利用者は、IT創造館を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、IT創造館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、IT創造館の管理を行わせるに最適な法人その他

の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容がIT創造館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったIT創造館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、IT創造館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、IT創造館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 利用許可に関する業務

(3) IT創造館の維持管理に関する業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(運営審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、IT創造館の運営に関する基本的事項を審議するため、那覇市IT創造館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員6人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、規則で定める日から施行する。ただし、第21条の規定は、公布の日から施行する。

(平成18年規則第7号で、平成18年4月1日から施行)

2 第17条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この

条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成24年3月27日条例第22号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市IT創造館条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定によりOJT企業室の利用許可を受けている者は、施行日に改正後の那覇市IT創造館条例第8条の規定により中核企業室の利用許可を受けたものとみなす。この場合において、当該利用許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、同日におけるその者に係る旧条例第8条の規定による利用許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

付 則(平成26年12月26日条例第68号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の那覇市IT創造館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

付 則(平成28年10月12日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第6条第1項本文の規定は、施行日以後に受理する利用許可(那覇市IT創造館条例第8条第1項の利用許可をいう。以下同じ。)の申請に対する利用許可について適用し、同日前に受理する利用許可の申請に対する利用許可については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行の際現に受けている利用許可に係る施行日以後最初の利用期間の更新又は延長については、改正後の第6条の規定は適用せず、なお従前の例による。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第2号で令和2年3月2日から施行)

付 則(令和2年3月26日条例第23号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

入居用施設利用料金

区分	金額(1平方メートルにつき)
中核企業室 インキュベート室	月額2,360円

別表第2(第10条関係)

大会議室及び研修室利用料金

入場料による区分		金額(1時間につき)
大会議室	3,240円未満(無料の場合を含む。)	7,960円
	3,240円以上	8,690円
研修室	3,240円未満(無料の場合を含む。)	9,740円
	3,240円以上	10,620円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 入場料には、会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。
- 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合は、入場料による区分3,240円以上の項の金額の欄を適用する。

別表第3(第10条関係)

空調に係る利用料金

区分	金額(1時間につき)
大会議室	200円
研修室	200円

別表第4(第10条関係)

入居企業用駐車場利用料金

自動車駐車場	1台につき月額6,820円
自動二輪車駐車場	1台につき月額1,500円

備考 「入居企業用駐車場」とは、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者が事業活動に供するために利用する自動車又は自動二輪車(側車付きのものを除き、原動機付自転車を含む。)の駐車場として、企業の規模に応じてその利用を指定管理者が許可する駐車場をいう。

○那覇市IT創造館運営審議会規則

平成17年9月30日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市IT創造館条例(平成17年那覇市条例第52号)第21条第3項の規定に基づき、那覇市IT創造館運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 那覇市IT創造館の運営に関すること。
- (2) 那覇市IT創造館の指定管理者の選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 情報通信産業関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 本市を除く関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済観光部商工農水課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月31日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

今後の那覇市 IT 創造館の運営管理に関する基本方針

令和 6 年 3 月 19 日 庁議承認

令和 6 年 3 月 25 日 市長決裁

1. はじめに

本市は、沖縄県が平成 10 年に策定した「沖縄県マルチメディア・アイランド構想」を踏まえつつ、平成 11 年度に沖縄振興開発特別措置法に基づく、情報通信産業振興地域指定による各種優遇措置及び各種助成措置等を活用し、沖縄県と連携して企業誘致等を含め情報産業振興に取り組んできた。

しかしながら、順調に推移していたコールセンター等の情報通信サービス分野等の集積状況と対照に、ソフトウェア及びコンテンツ分野の発展・集積並びに IT 人材の育成等についての取組について課題が生じ、その対応策として、那覇市 IT 創造館（以下「IT 創造館」という。）を整備した。

平成 15 年度に供用開始し、施設の運営管理の手法としては、事業委託からスタートして、平成 18 年度からは指定管理者制度の導入、平成 28 年度から現在に至るまで市直営を行っている。

他方、昨今の国や県外都市部においては、新たなビジネスモデルを展開し、革新的な技術やサービスを用いて急速に成長を目指し、新たな市場を創出することが特徴的なスタートアップ企業の創出を支援する取組等が活発化している。

沖縄県においても、起業支援機関、企業、大学、投資家などが参加し、新しいビジネスの創出や成長を促進するための枠組みとして「おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」を立ち上げ、県内のスタートアップ企業の環境を整備し、地域経済の活性化を目指しながら、スタートアップに対する様々な支援やコミュニティの形成を通じて、沖縄の起業家精神とイノベーションの推進に取り組んでいる。

IT 創造館は、創業間もない企業を支援するための施設で、企業支援専門員といった専門家を配置しながら、その主な役割はインキュベート企業の経営全般や事業戦略、製品開発から人事・労務管理など、入居企業の成長を支援することを目的としてきたが、現状、低廉な家賃をメリットとする貸オフィスの側面が強くなっており、時代の流れに伴いニーズに対する支援内容等の再検討の時期にきている。

また、令和 5 年度で 20 年目を迎え、近年ハード面においては施設の老朽化が問題となっており、定期的に修繕費を計上し対応しているが、根本的な解決には至っておらず、雨漏れやエレベーターの停止が頻発し、施設の健全な運営が求められている。特にエレベーターについては令和 7 年度で関連部品の供給が終了予定となっており、更なる対策が必要となっている。

このような変化の中で、ハード面での老朽化対策とともに、ソフト面での新たな取組や支援内容の再検討等、IT 創造館の総合的な見直しが必要となっており、那覇市においては沖縄の地域経済の活性化とイノベーションの推進を目指すため、次のように基本方針を定める。

2. 基本方針

(1) 安全安心な施設

多様な利用のある施設については、「安全安心」その確保については、最も重要で

ある。そのため、現在確認されている雨漏りについては、屋根や壁の補修工事を行うなど、長期的な解決策を見つけることが求められている。仮に建物の構造的な問題があれば、建築専門家と相談し、適切な改修方針を立案することを検討する。

エレベーターについては、定期的なメンテナンスと検査が必要不可欠であるが、前述のとおり令和 7 年度をもって関連部品の供給が終了することも踏まえて、既存の設備を新しいものに変えるか、事故や停止を防ぐための最新技術を導入することなど、考慮すべき方針を立案することを検討する。

(2) IT 創造館機能の総合的見直し

令和 4 年度に策定した「なは I C T 産業振興ガイドライン」に示された様々な取組も踏まえ、IT 創造館が有するすべての機能についての必要性を見直すとともに、将来を見据え、有用な機能については積極的に取り入れることを基本とし、市内ひいては県内産業を牽引する先進的な施設を検討する。

(3) 官民連携による新たな手法の検討

県内外の経済団体や企業、ベンチャーキャピタル等から、IT 創造館に求められる多様かつ幅広い意見を取り入れるため、サウンディング調査を実施し、意見の集約を行う。

また、整備及び管理運営については、国の補助金活用の検討に加え、P P P や P F I などの官民連携手法の活用可能性についても検討し、民間企業の IT 技術や運営ノウハウを活かして設備更新や運用、民間企業と連携して IT 人材育成プログラムの展開など、公的資源と民間の知恵・ノウハウ等を組み合わせて、より効果的な施設運営を検討する。

(4) 整備着手時期

(1)～(3)の検討により、今後の新たな那覇市 IT 創造館の運営管理に向けた、施設の整備着手時期については、令和 8 年度を目標とする。

(5) 那覇市 IT 創造館運営審議会による審議

本基本方針に基づき、方向性や具体的な取組内容については、学識経験者や情報通信関連産業関係者、経済団体関係者等で構成する那覇市 IT 創造館運営審議会へ諮問し、答申を得ることとする。

3. その他

本基本方針は、今後の諸情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

以上

なはICT 産業振興ガイドライン 概要版

NAHA INFORMATION COMMUNICATION TECHNOLOGY INDUSTRIAL PROMOTION GUIDELINES



那覇市経済観光部商工農水課 産業政策グループ
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
TEL: 098-951-3212 (内2271)

参考資料 5

ガイドライン策定の趣旨

本市は、県都として、沖縄本島の南西部に位置し、西側は東シナ海に面し、南北及び東側は他の市町と接しています。市域は、東西に10.9km、南北に8km、総面積が39.98 km²で、人口約32万人を有しており、人口密度については市としては全国でもトップ10に入る高さとなっています。市内には空と海の玄関口である那覇空港や那覇港などがあり、モノレールが南北に縦断しています。

前述した地理的環境もあり、2018年に策定した第5次那覇市総合計画においては情報通信産業を戦略的産業として位置づけ、誘致・立地・創業支援等、様々な施策を実施して参りました。2021年度経済センサス調査によると、那覇市内の情報通信事業所数は377事業所で県全体の約49%、従業者数については、8,442人で県全体の約57%を占めるまで成長してきました。

一方で、情報通信産業を取り巻く環境は大きく変化しておりsociety5.0の推進や第4次産業革命、DX化促進等、その技術は多方面に横断的に活用され、ビジネスの変革を促進し続け、経済活動になくてはならない重要なインフラに位置づけられると考えています。近年では、2020年1月に世界中に広まった新型コロナウイルス感染症を契機に新たな情報通信技術の需要が生まれるなど、重要性は増すばかりとなっています。

そのような現状から本市の情報通信産業の活性化は本市のみならず沖縄県の経済全体に良い影響を与えるものと認識し、そのためには、同産業の誘致や育成、創業支援等、どのような政策を進め充実させていくのかを明確な方針とすべく、本ガイドラインを策定いたします。

ガイドラインにおける基本方針

ICTで深化し続けるまち ～なは～ の創造

本ガイドラインの実現に向けた施策展開にあたっては、沖縄県及び那覇市を取り巻く時代潮流や地域特性とともに、日々進歩するICT技術の進化を捉えながら、国、県、民間企業や団体、教育機関、市民など各主体者が各々の役割を果たすとともに、協働し一体となって取り組む必要があります。各主体者が取り組みを推進する上での基本的指針として「ICTで深化し続けるまち ～なは～ の創造」を掲げます。ここで言う「深化」とは、ICT技術革新に振り回されることなく那覇市のもつ地域性、潜在性（ポテンシャル）をより深く追求し、特徴のある産業振興や社会生活につなげることを目指すことです。

ガイドラインの策定にあたり、県内ICT企業群に協力していただいたアンケート結果を基礎資料とし、優先して取り組む事項を鑑み基本方針を展開いたします。

目指す那覇市の未来像

日々、生み出されるデジタル技術革新を活用し、ICTというツールに取り残されがちな高齢者を含む、市民一人ひとりに恩恵が行き渡ることが重要です。着実に前進していくためには、前例がなくとも挑戦し続ける都市づくりを目指します。

10年前には、スマートフォンがこれほど生活に浸透し、国民のライフスタイルを変化させることは誰も想像できませんでした。子供のお小遣いは、スマートフォンからスマートフォンへ送金され、そのままお店で非接触決済を行えます。街中の店舗レジもタブレット化し、安価なICT活用が進んでいます。仕事探しから就職後の有給の申請、申告など全てがスマートフォン一台で完結する時代になっています。

社会変革が新たな業界や職業を生み出す反面、近い将来に無くなる職種もあることを予測・考察し、対応していく必要があります。さらに言えば、企業という枠組みでさえ、機能していかなくなっていく可能性も十分にあります。個人事業主が組織化される時代が来る可能性もあります。従来の社会生活や経済活動にとらわれず、多様性や変化に対応できる人材が連綿と輩出される環境を構築しなければなりません。その先導者もしくは良き理解者・支援者として那覇市がリーダーシップを取り、あらたな都市を創っていく必要があります。

ベクトル：DXの推進 1)他業界へのICT技術導入の促進 2)行政DXの活用支援 3)新たな社会参加への取組み

さらなる立地・集積

1)高付加価値型ICT産業の集積



高度で付加価値が高く生産性の高いICT企業の立地・集積を目指す。

2)スタートアップ支援窓口の整備



創業支援拠点等においてセミナーやマッチングイベント等を行い、スタートアップ支援の充実を図る。

3)那覇市IT創造館の活用



目まぐるしく進化するICT技術や新たなビジネスモデルの情報をタイムリーに収集し、本市ICT産業の“ランドマーク”として発信力を高めていく。

4)サイバーセキュリティ産業の集積



サイバーセキュリティ企業(SOC等)の立地や、セキュリティ人材の育成等を目指す。

5)沖縄経済をけん引する産業集積拠点の可能性調査



ICT導入支援や新たな産業・ビジネスモデルの創出への可能性及び集積拠点等の調査を実施する。

6)通信インフラ環境の活用調査



市内事業者のDX促進を見据え、通信インフラ環境等について調査を実施する。

今後の取組み

高度化・高付加価値化

1)情報収集体制等の構築



ICT業界の技術と市場に求められるニーズを的確に収集し、市内企業が学べる仕組みの構築を図る。

2)企業ネットワークの構築



市内企業と県内外企業との連携や交流が促進する環境の構築を目指す。

3)ICT業界の技術者育成・スキルアップ



ICT業界の人材不足解消や高度人材育成等に向け、技術取得やスキルアップ、各種コンテスト参加等の取組に対する支援を実施する。

4)キャリアパスの定着促進



キャリアパスに資するセミナーや研修等の支援を通してキャリアパスの定着を目指す。

5)ワーケーションの促進と人材誘致・交流



ワーケーションに必要な市内のテレワーク施設の充実を図りつつ利用者の促進を図る。

今後の取組み

教育機関との連携による人材の輩出

1)多様化・高度化するICT教育の推進



将来のIT産業を担う人材を育成するためキャリア教育を推進する。

2)ICT教育スキル向上への支援



教員のICT教育スキル向上を図り、多様な能力を育むための指導能力の向上を目指す。

3)インターンシップの連携実施



市内企業と連携し、インターンシップ学生へのOJT経験等を通してIT人材の育成を図る。

今後の取組み

基本方針となる3つの柱と二つのベクトル